安藤　誠　井上　三郎　大田　政
木村　重治　鈴木　義紀
瑞宝双光章を授ける（各通）
岡崎　忍一　武田　春芳
中塚　璋次　浜田　定雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十四日）
（釧路工業高等専門学校名誉教授）
風間　輝雄
（富山大学名誉教授）
北野　敬典
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大村　孚也　薫森　久次
田中　朝夫　近井　進　高田　星
服部　純一　書川　楠茂　永井　良一
村井　宏志　森　鋭一　福留　利盛
瑞宝双光章を授ける（各通）
北村　幸三　中村　龍行
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十五日）
内田　國昭　矢田　欽一
（愛知教育大学名誉教授）
永田　信義
（国立大学法人職員）
山本　克治
瑞宝小綬章を授ける（各通）
（財務事務官）
青木　正
五島清次郎　佐久間林作
川口　常夫
関根　勝哉　瀬戸口　馨
塩尻　幸雄
橋本　健　濱田　友之
奈良　光男
湯浅　秋良　増永　賢
瑞宝双光章を授ける（各通）
井浪　豊一　木下　廣美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十六日）
砥綿　新
松岡　幸彦
瑞宝中綬章を授ける
竹安　鶴雄
瑞宝小綬章を授ける
阿部　時男　市川　友一
大橋　包敦　奥山　義男
狐塚　道宜　越田　節男
鈴木　聖夫　椿　秀雄
和久田美代子
瑞宝双光章を授ける（各通）
内田　一政　田中　昭治
原田　八郎　村上　富夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十七日）
溪口　有吾
大金　文郎　江藤　隆正
蟹江　保　坂本　登
津森　泰夫
瑞宝小綬章を授ける
秋山　次男　白井　四郎　竹内　三郎
西澤　廣英　山下　孝幸
瑞宝双光章を授ける（各通）
野口　光一
瑞宝単光章を授ける（以上十一月十八日）
佐藤　キサ
瑞宝双光章を授ける
青木　晃　久保　常安
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十九日）
小林　市藏　匂坂　次雄
五十嵐惣一郎　佐藤　博信　本村　義明
瑞宝双光章を授ける（各通）
（加古川市消防司令）　玉川　貞夫
瑞宝単光章を授ける（以上十一月二十日）
川上　峰雄
瑞宝双光章を授ける（十一月二十六日）

官庁報告

文　教

日本学士院新会員の選定について

日本学士院は、平成25年12月12日開催の第1074回総会において、日本学士院法第3条の規定により、下記の5名を日本学士院会員に選定した。

平成25年12月20日

日本学士院長　杉村　隆

記

第1部第1分科　Docteur de 3e cycle　小林　道夫
第2分科　法学博士　鈴木　茂嗣
同　法学博士　藤田　宙靖
第2部第4分科　理学博士　佐藤　勝彦
第7分科　博士（医学）　山中　伸弥

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年十二月二十日

中国経済産業局長　若井　英二

一　件名　水島瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年一月二十七日　午後二時から

三　場所　倉敷市環境交流スクエア（水島愛あいサロン）二階会議室（岡山県倉敷市水島東千鳥町一番五十号）

四　事案の要旨

1　ガス料金の変更、原料費調整制度に係る指標の変更等に係る一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び水島瓦斯株式会社（岡山県倉敷市水島福崎町三番三十号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した中国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に水島瓦斯関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月十四日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（郵便番号七三〇―八五三一　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、往復はがき（住所、氏名及び「水島瓦斯関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月十四日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

雑　則

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住　所　（電話番号）

職　業

水島瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十五年十二月六日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年十二月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

養父市（大字八鹿町日畑の一部）の地籍図及び地籍簿

朝来市（大字和田山町高生田の一部）の地籍図及び地籍簿